1

建築基準法

(昭和二十五年法律第二

百 号。

以下

法

東京都告示第百十三号

日刊

(日曜

H

発 行 東京都

なお、

関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所に備え置

おり道路 という。

の位置を指定した。

第四十二条第一項第五号の規定により、

次の

ح

令和3年12月31日

 \triangleright

いて縦覧に供する。

目

次

告 示

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課

定……… (小笠原地区)における共同漁業の免許 同

○東京海区 ……………(産業労働局農林水産部水産課) $\stackrel{\smile}{:}$

 \equiv

法」という。 児童福祉法

)第二十一条の五の二十第四項の規定に基

(昭和二十二年法律第

百

六十

四号。

以

下

公 告

………(産業労働局商工部地域産業振興課

○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概

告

示

……………(生活文化局都民生活部管理法人課

Ŧ.

づく届出があったので、法第二十一条の五の二十五及び

指

グローバルキッズ Λct 目白

定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等

(平成十八年東京都規則第二百二十二号)

第

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要………

同

Ŧ.

Ŧ.

六条の規定に基づき、

次のとおり告示する。

令和四年二月二日

東京都知事

小

池

百

合

子

に関する規則

)建築基準法による道路位置の指定……………

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃

、福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課、 :

●東京都告示第百十四号

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指

道路の規定による

第一項第五号 法第四十二条 路の種類 指定に係る道 指定年月日

月二十四日 令和四年一 央町二丁目千東久留米市中 三百十二番五、 延長

番九の 同番六及び同 部 幅員 〇 五 〇

令和四年二月二日

東京都多摩建築指導事務所長 浅 井

勉

指定に係る道

幅員(単位 路の延長及び

新宿区下落合4-20-15 目自ロイヤルホームズ1階101号室

トル)

路の位置 指定に係る道

四 四

指定障害児通所支援事業者

廃止

サービスの種類 児童発達支援(児童発達支援センターでないもの) 事業所の名称 事業所の所在地 廃止年月日 申請者の名称 特定非営利活動法人あいある キッズの森第3 南花畑 足立区南花畑4-31-4-101 令和3年6月30日 特定非営利活動法人のぞみ キッズサポートりま 墨田区立川1-16-20 Y2ビルディング1階・2階 令和3年11月30日 NPO法人ソーシャルデベロップメントジャパン 療育室つばさ 足立区扇1-44-15 同日

株式会社グローバルキッズ

サービスの種類 放課後等デイサービス

) COMPLEX MARKING TO TO			
廃止			
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人のぞみ	キッズサポートりま	墨田区立川1-16-20 Y2ビルディング1階・2階	令和3年11月30日
NPO法人ソー・シャルデベロップメントジャパン	療育室つばさ	足立区扇1-44-15	同日

定障害児通所支援事業者を指定したので、法第二十一条の

「法」という。)第二十一条の五の三第一項に規定する指

以 下

五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児 入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第

●東京都告示第百十五号 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号。

二百二十二号)第六条の規定に基づき、次のとおり告示す 令和四年二月二日 東京都知事 小 池

百 合 子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発養も採(児童発養も採むンターでないもの)

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	
- 明生株式会社	スマイルスイッチON 本郷	文京区本郷3-40-10	令和3年10月1	
聖華株式会社	イルカ児童園(板橋区役所前教室)	板橋区板橋2-64-13 GLO板橋2階	同 日	
特定非営利活動法人ハンディキャップサポートすまいるウイズ	ワクワク上石神井	練馬区上石神井1-14-8 P&Gビル1階	同日	
·般社団法人PEPPY PATCH	ABAスクールペッピーパッチTABATA	北区東田端1-2-17	令和3年11月1日	
株式会社リーフメディカル	Pocket	昭島市つつじが丘3-5 第6号棟第111号室	同日	
株式会社AT	通所運動療育障がい児リハビリセンター調布	調布市小島町3-88-2	同 口	
株式会社global child care	AIAI PLUS 麹町	千代田区麹町3-12-12 麹町Mビル2階	令和3年12月1日	
特定非営利活動法人SJ	キッズサポートりま	墨田区立川1-16-20 Y2BLDG1階2階	同日	
・般社団法人ぽらいと	ぽらいと 森下	江東区森下4-8-6 佐藤ビル1階	同日	
キンダー株式会社	児童発達支援・放課後等デイサービス キンダー・パーク	江東区木場5-11-19 達磨堂ビル201	同日	
株式会社チャイルドビジョン	むすびヶ丘 旗の台	品川区旗の台2-10-19	[ii] [I]	
株式会社学研ココファン・ナーサリー	クロッカ旗の台	品川区旗の台3-7-2	同日	
株式会社アイリス	発達支援センターアイリス久が原教室	大田区南久が原2-7-5 DAISYO2階	同 日	
社会福祉法人ソーシャルデベロップメントジャパン	療育室つばさ	足立区扇1-44-15	同日	
合同会社SHIRURERI	アップルキッズ	西多摩郡瑞穂町大字石畑字二本榎196-2	同日	
株式会社Awake	てらびぁぼけっと 三鷹下連雀教室	三鷹市下連雀4-17-12 シャルマン三鷹202号	同日	

東京都

公

報

サービスの種類 放課後等デイサービス

7				
申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	
聖華株式会社	イルカ児童園(板橋区役所前教室)	板橋区板橋2-64-13 GLO板橋2階	令和3年10月1日	
株式会社ケア21	リー・ルスメイト新小岩	葛飾区東新小岩5-17-11 ウインズビル101	同日	
合同会社チル・リブ	放課後等デイサービス チル・リブ 西調布ルーム	調布市上石原1-25-47	同日	
キミと未来合同会社	放課後等デイサービス ウィズ・ユー多摩貝取	多摩市貝取1-53-7 コーポ多摩センター1階	同口	
特定非営利活動法人みらい	みらいキッズ(北区教室)	北区豊島5-4 第6号棟第123号室	令和3年11月1日	
株式会社えがおのわ	放課後等デイサービス ウィズ・ユー西新井	足立区栗原3-21-11	同口	

3

有限会社エス・アイ・ピー	ネクストエール国分寺南町教室	国分寺市南町3-22-12 マーベラス国分寺Ⅱ 1階	同日
ル・アンジェ株式会社	ンジェ株式会社 放課後等デイサービス マルシュ町田センター		i
株式会社リーフメディカル	メディカル Pocket		同口
株式会社global child care	AIAI PLUS 麹町	千代田×麹町3-12-12 麹町Mビル2階	令和3年12月1日
特定非営利活動法人SJ	キッズサポートりま	墨田区立川1-16-20 Y2BLDG1階2階	同口
キンダー株式会社	児童発達支援・放課後等デイサービス キンダーパーク	江東区木場5-11-19 達磨堂ビル201	ПП
株式会社アイリス	発達支援センターアイリス人が原教室	大田区南久が原2-7-5 DAISYO2階	同日
株式会社ファミリエ 放課後等デイサービス つむぎ		練馬区大泉町2-62-11	同日
会福祉法人ソーシャルデベロップメントジャパン 療育室つばさ		足立区扇1-44-15	同 目
株式会社people inc	selecta 河辺	青梅市河辺町10-11-4 橋本ビル102	同日
特定非営利活動法人空の翼	ウイング西久保	武蔵野市西久保2-27-23 トライコートB	同日
・般社団法人ION アトリエあいおん		武蔵野市緑町1-5-13 緑の家	同 日

サービスの種類 居宅訪問型児童発達支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人えがお会	こころと育ちの相談室えがお	立川市曙町2-31-4 レジス立川曙町401	令和3年10月1日
有限会社アヴリオ	コペルプラス 東久留米教室	東久留米市八幡町2-14-7 2階	同日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日						
		千代田区舞町3-12-12 麹町Mビル2階	令和3年12月1日						
		大田区南久が原2-7-5 DAISYO2階	同 日						
合同会社SHIRURERI	アップルキッズ	西多摩郡瑞穂町大字石畑字二本榎196-2	同日						

存続期間 及び名称 漁業権者の住所 免許番号

 $(\underline{})$ (--)

公表番号 制限又は条件 共第六十四号

(四)

 (Ξ)

なし

存続期間を発び 五日公表)共第六十三号のとおり海区漁場計画(令和三年十月二十

小笠原村父島字奥村 代表理事組合長 髙瀨 共第六十四号

五日公表)共第六十四号のとおり海区漁場計画(令和三年十月二十

吉安

(四)

制限又は条件

なし

 (Ξ)

公表番号 共第六十三号 免許番号

(四)

制限又は条件

なし

 (Ξ)

存続期間を発び

 $(\underline{})$ (--)

共第六十三号

漁業権者の住所 及び名称 小笠原村父島字奥村 小笠原島漁業協同組合

髙瀨

代表理事組合長

公表番号 免許番号

漁業権者の住所 及び名称

 (\Box) (--)

小笠原村父島字奥村 小笠原島漁業協同組合

代表理事組合長 髙瀨 吉安

海区漁場計画(令和三年十月二十

五日公表)共第六十二号のとおり

共第六十二号 東京都知事 共第六十二号 小 池 百 合 子

原地区)における共同漁業について、 第一項の規定に基づき、令和四年二月二日東京海区 令和四年二月二日 次のとおり免許した (小笠

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第七十三条

●東京都告示第百十六号

共第七十三号

共第七十三号

小笠原村父島字奥村

なし

海区漁場計画(令和三年十月二十

代表理事組合長

佐々木

五日公表)共第七十二号のとおり

小笠原村母島字元地

代表理事組合長 髙瀬

吉安

小笠原島漁業協同組合

小笠原母島漁業協同組合

(--) (\Box) 漁業権者の住所 免許番号 及び名称 代表理事組合長 髙瀨 小笠原村父島字奥村 共第七十一号 代表理事組合長 小笠原村母島字元地 小笠原母島漁業協同組合

吉安

及び名称

代表理事組合長 髙瀬

小笠原島漁業協同組合 小笠原村父島字奥村

小笠原村母島字元地

小笠原母島漁業協同組合

代表理事組合長

佐々木

隆幸

共第七十四号

共第七十四号

なし

海区漁場計画(令和三年十月二十

代表理事組合長

佐々木

隆幸

小笠原母島漁業協同組合 小笠原村母島字元地

五日公表)共第七十三号のとおり

代表理事組合長 髙瀬

小笠原島漁業協同組合

免許の内容及び 存続期間 海区漁場計画(令和三年十月二十 五日公表)共第七十一号のとおり 佐々木

 (Ξ)

+ 免許番号 公表番号 共第七十二号 共第七十二号

(第17509号)

存続期間を及び

:続期間

五日公表)

共第六十八号のとおり

 (\Box)

漁業権者の住所

小笠原村父島字奥村

小笠原島漁業協同組合

海区漁場計画(令和三年十月二十

 (Ξ)

(四)

制限又は条件

七

公表番号

共第六十八号

(四)

制限又は条件

なし

 (\equiv)

存続期間をみび

五日公表)共第六十七号のとおり 海区漁場計画(令和三年十月二十

 $(\underline{\hspace{1cm}})$

漁業権者の住所

小笠原村母島字元地

小笠原母島漁業協同組合

代表理事組合長

佐々木

隆幸

(四)

制限又は条件

なし

及び名称

(--)

免許番号

共第六十八号

十 四 $(\underline{})$ (四) (Ξ) 公表番号 免許の内容及び 漁業権者の住 免許番号 制限又は条件 存続期間 共第七十五号 なし 海区漁場計画(令和三年十月二十 小笠原村父島字奥村 共第七十五号 五日公表)共第七十四号のとおり

5 令和4年2月2日(水曜日) 東 京 都 公 報 (第17509号) 号 四 の施行に関する規則 同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例 条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、 特定非営利活動促進法 (四) (\equiv) 名称 名称 第二十二条の三の規定により、 佐藤 代表者の氏名 特定非営利活動法人豊島子どもWAKUWAKUネッ 中野区新井二丁目十番三号 主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人Dial 認定の有効期間 令和四年二月1 令和四年一月七日から令和九年一月六日まで p l e 免許の内容及び 特定非営利活動法人の認定について 制限又は条件 存続期間 慧 公 東京都知事 (平成十年東京都規則第二百四十三 小笠原村母島字元地代表理事組合長 髙 なし 五日公表)共第七十五号のとおり 海区漁場計画(令和三年十月二十 代表理事組合長 小笠原母島漁業協同組合 (平成十年法律第七号) 告 K S ビル二〇二 o g u 小 次のとおり公告する。 池 e 佐々木 髙瀨 f 百 o 合子 第四十四 吉安 r 隆幸 Р e 三 六 五. 四 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 几 ゥ ア イ 大規模小売店舗立地法 トワーク 意見 栗林 縦覧期間 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 縦覧場所 設置者名 店舗所在地 令和四年二月二日 令和四年一月七日から令和九年一月六日まで 認定の有効期間 豊島区池袋三丁目五十二番二十 概要 聴取者 収受日 ついて 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に 知絵子 成元年東京都条例第十号)に定める休日 令和四年二月二日から同年三月二日まで、 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 昭島市長 株式会社ヤオコー 昭島市美堀町一丁目 ヤオコー西武立川駅前店 ただし、東京都の休日に関する条例(平 令和四年一 意見なし (新宿区西新宿二丁目八番一号) 東京都知事 (平成十年法律第九十一号) 月十九日 小 二番 池 号 百 合 子 第八 供する。 七 の規定により次のとおり概要を公告し、 条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項 (五) ア (四) ア (三) ア (二) ア (一) ア 大規模小売店舗立地法 イ ゥ イ ゥ イ ゥ イ 店舗名、店舗所在地及び設置者名 令和四年二月二日 縦覧時間 の概要について 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見 店舗名 店舗名 店舗名 店舗名 店舗名 店舗所在地 設置者名 店舗所在地 設置者名 店舗所在地 設置者名 店舗所在地 設置者名 ただし、正午から午後一時までを除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで 東京都知事 調布市深大寺東町七丁目四十七番地 昭島市もくせいの杜二丁目五十番八 東急五反田ビル 三菱HCキャピタル株式会社 府中市四谷五丁目二十三番地十二ほ ホームセンターコーナン府中四谷店 株式会社フーコットほか一名 野村不動産株式会社 江東区亀戸六丁目三十一番 大和リース株式会社 (仮称) (仮称)BRANCH調布 (仮称) 亀戸六丁目計画 (平成十年法律第九十一号) 昭島もくせいの杜商業施設 小 (五反田東急スクエ 当該意見を縦覧に 池

百 合 子

第八

-	(第17509号)	東	京	都	公	報			令和	114年2月2日	水曜	3)	6
				五紹			四総	三	イ	-	一声	ウ	イ
				縦覧時間			縦覧期間	縦覧場所	意見の	札 里	死戻都の		
				le-3			114	//1	意見の通知日		東京都の意見の概要	設置者名	店舗所在地
			でを	ま午で前	号	るま を	令和	号 興 東		判条とつ- 断にとい(-	一概要	東急	
			でを除く。	まで。ただし、 午前九時三十分	に定め	不例(立ただ	一年	(新産業	四年 一	判断して、とともに大ついては、ほかった。) ·) · (i)	東急株式会社	区東五
				し、正	る休日	-成元年	月二日	" 写 西 新 島 局	令和四年一月二十日	意見なを	ŧ S	社	
				午から	号)に定める休日を除く。	年東京の	から同	和宿二二	Ė	判断して、意見なしとする。条に基づく指針を勘案し、終とともに大規模小売店舗立場のいては、区市等の意見に配っては、区市等の意見に配ったが、のでは、区市等の意見に配ったが、のでは、区市等の意見に配ったが、			丁目一
				まで。ただし、正午から午後一時ま午前九時三十分から午後四時三十分	ò	る条例(平成元年東京都条例第十まで。ただし、東京都の休日に関す	年三月	号) 興課(新宿区西新宿二丁目八番一興課(新宿区西新宿二部地域産業振		判断して、意見なしとする。 条に基づく指針を勘案し、総合的にとともに大規模小売店舗立地法第四ついては、区市等の意見に配意する	系 百 百		品川区東五反田二丁目一番二号
発 行 電 東 東				時十ま分		第関十す	日日	番 業 一 振		的第すとに四るし			
話 京 都													
三(五三													
○三(五三二一)一一新宿区西新宿二丁目													
一 一 一 一 番													
郵便番号 163-8001 定 価													
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一													
郵送六、土													
(郵送料を含む。)													
印刷所													
電話													
三(三八) 印 刷													
二二十十													
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)東京都文京区白山一丁目十三番七号勝 美 印 刷 株 式 会 社													
郵便番号 113-0001													
イよ FSC ミックス 紙													